

三朝町告示第31号

三朝町緊急通報システム事業実施要綱（平成6年三朝町告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

三朝町長 吉 田 秀 光

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、<u>ひとり暮らしの高齢者及び寝たきりの高齢者並びに重度身体障害者等</u>（以下「要援護者」という。）に対する急病や災害、<u>相談等</u>に迅速かつ適切に対応するため、三朝町緊急通報システム事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、当該要援護者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。 （利用対象者） 第3条 本事業の対象者は、<u>町内に住所を有する者で、1名の協力員の承諾を得た次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> （1）概ね65歳以上の<u>ひとり暮らしの高齢者及び寝たきりの高齢者</u>又はこれに準ずると町長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯員 （2）及び（3） 略 （利用者の決定等） 第4条 <u>緊急通報装置</u>を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は緊急	（目的） 第1条 この要綱は、<u>ひとり暮らし老人及び寝たきり老人並びに重度身体障害者等</u>（以下「要援護者」という。）に対する急病や災害、<u>悩み等</u>に迅速かつ適切に対応するため、三朝町緊急通報システム事業を実施することにより、当該要援護者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。 （利用対象者） 第3条 <u>緊急通報システム事業</u>の対象者は、1名の協力員の承諾を得た<u>次に掲げる者</u>とする。 （1）概ね65歳以上の<u>ひとり暮らし老人及び寝たきり老人</u>又はこれに準ずると町長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯員 （2）及び（3） 略 （利用者の決定等） 第4条 <u>緊急通報装置システム</u>を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）

通報装置利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合、町内の社会福祉法人を経由して提出することができる。 （1）及び（2） 略 2～4 略 （利用の廃止及び変更） 第5条 町長は、次の各号の<u>いずれかに該当</u>する場合は、<u>緊急通報装置</u>の利用の廃止又は変更を決定し、緊急通報装置利用廃止（変更）通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。 （1）及び（2） 略 （事業の実施） 第6条 町長は、<u>本事業の一部を法人</u>（以下「委託法人」という。）に委託して行うことができる。 2 略 （緊急通報装置の保管） 第7条 <u>緊急通報装置を貸与された利用者</u>は、<u>緊急通報装置の善良な保管に努めることとする。</u> （緊急通報センター） 第8条 利用者からの通報を受信し、適切な措置を講ずるとともにコールサービスを行うため、<u>委託法人に緊急通報センターを置く。</u> 2 略 3 緊急通報センターは、利用者から通報を受信したときは、直接又は協力員に連絡して利用者の様態等を確認し、適切な措置を講じることとする。 （協力員の業務） 第9条 協力員は、緊急通報センターから依頼があったときは、利用者宅を訪問し、様	は緊急通報装置利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合、町内の社会福祉法人を経由して提出することができる。 （1）及び（2） 略 2～4 略 （利用の廃止及び変更） 第5条 町長は、次の各号の<u>一に該当する場</u>合は、<u>緊急通報センター</u>の利用の廃止又は変更を決定し、緊急通報装置利用廃止（変更）通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。 （1）及び（2） 略 （事業の実施） 第6条 町長は、<u>緊急通報システム事業の一部を社会福祉法人</u>（以下「委託法人」という。）に委託して行うことができる。 2 略 （保守義務） 第7条 利用者は、緊急通報装置の<u>保守管理に努めなければならない。</u> （緊急通報センター） 第8条 利用者からの通報を受信し、適切な措置を講ずるとともにコールサービスを行うため、<u>在宅介護支援センターに緊急通報センターを置く。</u> 2 略 3 緊急通報センターは、利用者から通報を受信したときは、直接又は協力員に連絡して利用者の様態等を確認し、適切な措置を講じなければならない。 （協力員の業務） 第9条 協力員は、緊急通報センターから依頼があったときは、利用者宅を訪問し、様
---	---

態を確認することともに、適切な措置を<u>講</u> <u>じることとする。</u> 2 略 (守秘義務) 第10条 <u>本事業</u>に係わる者は、利用者及び利 用者世帯のプライバシーの尊重に万全を 期するものとし、その業務に関して知りえ た秘密を漏らしてはならない。 (その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか、<u>本事業の実施</u>に必要な事項は、町長が別に定め る。	態を確認することともに、適切な措置を<u>講</u> <u>じなければならない。</u> 2 略 (守秘義務) 第10条 <u>緊急通報システム事業</u>に係わる者 は、利用者及び利用者世帯のプライバシー の尊重に万全を期するものとし、その業務 に関して知りえた秘密を漏らしてはなら ない。 (その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか必要 な事項は、町長が別に定める。
---	--

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。